



おおむら通信

市議会議員 大村たくじ

平成27年秋号 第8号
発行者：大村 卓司
住所：茨木市西太田町5-24
TEL：072-627-7116
FAX：072-623-4900



9月議会が開催されました

秋冷の心地よい季節、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平成27年度第5回茨木市議会定例会が、9月3日から9月28日まで行われ、今回の定例会においては、市長提出の議案が2件否決され、補正予算に対し議員により修正を加えるなど、波乱の議会となりました。私は一般質問において、茨木市内の福祉交通を含む公共交通について、新たな教育諸施策について、携帯・スマホの使用に関する教育・指導についてなどを質問させて頂きま、建設常任委員会においては、デマンド型交通について、地図混乱地域における地籍調査について、東芝跡地の開発についてなど質問させて頂きました。これからも市民の皆様の声を、市政へ届けるべく、頑張っ
て参ります。

季節の変わり目、ご健康に十分ご留意頂き、引き続きご支援をよろしくお願い致します。

茨木市内の福祉交通を含む公共交通について

【 問 】

本市の公共交通空白地や交通希薄地の現状認識と、今後の福祉交通・デマンド交通についてどの様に取り組んでいくのか？

【 答 】

山間部等の一部で公共交通空白地や交通希薄地があることは認識しております。路線バス以外の多様な交通手段を住民と共に検討していきます。



【要望】

一度スタートしていただいた以上は、途中で頓挫することがないように、また、民間事業者を圧迫することがないように十二分にご配慮いただいた上で、市内全域を高齢者や障害のある方々、また、小さなお子さんに優しいまちづくりのためにも、この交通があつてよかつたなと思えるような、さまざまな手法を十分検討していただきたい。

東芝コミュニティ構想について

【 問 】

茨木市の東芝跡地の開発について、東芝スマートコミュニティ構想が正式に発表されて相当な年数がたつ中、平成30年春のJR新駅開業に合わせて、一部まちびらきとの概略スケジュールが示されていますが、茨木市として開発を主導して進めていくことはできないのか。

【 答 】

東芝の姿がなかなか見えない、これは市としても非常に心配をしているところで、直接東芝と話をさせていただいています。東芝として、「これからの都市は、スマートコミュニティの考え方が主流になるだろう」ということで、このプロジェクトは東芝の中でも非常に重要なプロジェクトとして位置づけられると聞いているので、その点では安心をしています。

また、市としても、非常に重要な土地で、様々なところの仲立ちや、こういう機能を持ってきたらどうかといったようなご提案もさせていただきながら、周辺地域の住民の皆さん方にも様々なご心配・ご迷惑をおかけするところもありますので、これまで以上に積極的に取り組んでいくということで東芝と話をさせていただいています。

マイナンバー（社会保障・税番号制度）が始まります。



マイナンバー

マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての方に12桁の番号（個人番号）を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で活用することで行政の効率性や透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度です。

個人番号を用いることで、複数の行政機関がそれぞれでもつ、同一人物の情報を相互に活用できるようになります。それによって、手続きにおける一部添付書類の削減など、住民の行政サービスを利用する際の負担が軽減されます。

マイナンバーは、**社会保障・税・災害対策**の中で、法令で定められた行政手続きに利用することができます。

平成27年10月5日からマイナンバー制度が施行されることに伴い、国内に住民登録がある全ての住民に個人番号（マイナンバー）を付番し、通知カードにてお知らせします。

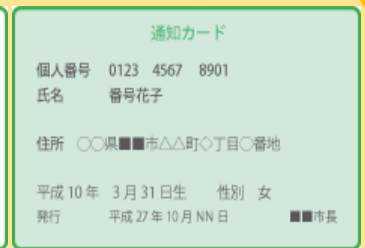
通知カードは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が作成を行い、でき上がりしだい順次、住民登録のある住所に世帯単位で発送されます。

本市においては、平成27年11月から12月にかけて送付される予定です。

※平成27年10月以降に、お子さんの出生や国外からの転入等によって、新たに住民登録をされた場合には、個別に通知カードが送付されます。

通知カードとは

- ・ 12桁の個人番号（マイナンバー）をお知らせする紙製のカードです。
- ・ 通知カードの券面には、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号（マイナンバー）が記載されます。
- ・ **届いた通知カードは紛失しないよう大切に保管してください。**



- ・ 通知カードは、住所異動や氏名変更の届出をする場合に、変更後の内容を記載する必要がありますので、必ず窓口にお持ちください。
- ・ 通知カードを紛失した場合で、再交付を受けるためには手数料が必要となります。
- ・ 通知カードは、個人番号カード交付時に、市の窓口へ返納していただきます。

茨木市では、個人番号カードの交付を**平成28年1月20日**から開始する予定です。

個人番号カードとは

- ・ 個人番号カードは、ICチップの付いたカードの表面に、氏名、住所、生年月日、性別の記載と顔写真が掲載され、裏面に個人番号が記載されます。
- ・ 個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できます。
- ・ 個人番号カードの**有効期限は、20歳以上のかたは発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満のかたは5回目の誕生日まで**となります。
- ・ 個人番号カードと住民基本台帳カード又は個人番号カードと証明発行カードを重複して持つことはできませんので、個人番号カード交付時に、住民基本台帳カード、証明発行カードは市の窓口へ返納していただきます。個人番号カードに印鑑登録証の機能を付加する場合も、個人番号カード交付時に、印鑑登録証は市の窓口へ返納していただきます。

マイナンバーカードのデザイン(案) 総務省資料より



表面(案)



裏面(案)

- 個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討)
- 顔写真を券面に記載 ICチップ